



SMTB

厚生年金基金ニュース

(平成24年11月5日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

厚生年金基金制度の見直しにかかる 厚生労働省試案について

～ 案では、代行制度は10年の移行期間をもって縮小・廃止 ～

平成24年11月2日に開催された「社会保障審議会 年金部会 厚生年金基金に関する専門委員会」（以下「専門委」）において、厚生年金基金制度見直しにかかる厚労省試案が公表されました。この試案では代行制度を10年の移行期間をもって縮小・廃止することなどが提示されています。本ニュースはこの試案のポイントを取り急ぎご案内するものです（次葉以降をご覧ください）。

なお、当日の専門委の議論の状況等については、改めてご案内させていただきます。

【留意事項】

本「試案」は厚労省が議論のたたき台としてとりまとめたものであり、決定事項ではありません。今後、専門委で議論し、成案が得られれば、法律改正案を次期通常国会に提出する予定としていますが、内容については実現可能性を含めて詳細不明な点も見受けられます。

⇒ **弊社は、引き続き信託協会での活動等を通じて、厚生年金基金制度の問題点の議論や安定的な運営に資するべく尽力してまいる所存です。** また、追加情報を入手次第、ご案内させていただきます。

【第一回会合 配布資料】

○ 議事次第

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/121102sidai.pdf>

○ 資料1『社会保障審議会年金部会「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の設置について

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/121102siryou1.pdf>

○ 資料2『代行制度について』⇒代行制度の意義や現状等について説明

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/121102siryou2.pdf>

○ 資料3-1『厚生年金基金制度の見直しについて(試案)』⇒いわゆる「厚労省試案」

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/121102siryou3-1.pdf>

○ 資料3-2『厚生年金基金制度の見直しについて(試案)－参考資料－』⇒試案の参考資料

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/121102siryou3-2.pdf>

○ 資料4『厚生年金基金の方向性【菊池委員提出資料】』

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/121102siryou4.pdf>

○ 参考資料1『厚生年金基金に関する基礎資料』

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/121102sankousiryou1.pdf>

○ 参考資料2『厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告』

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/121102sankousiryou2.pdf>

○ 参考資料3『第7回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部資料等』

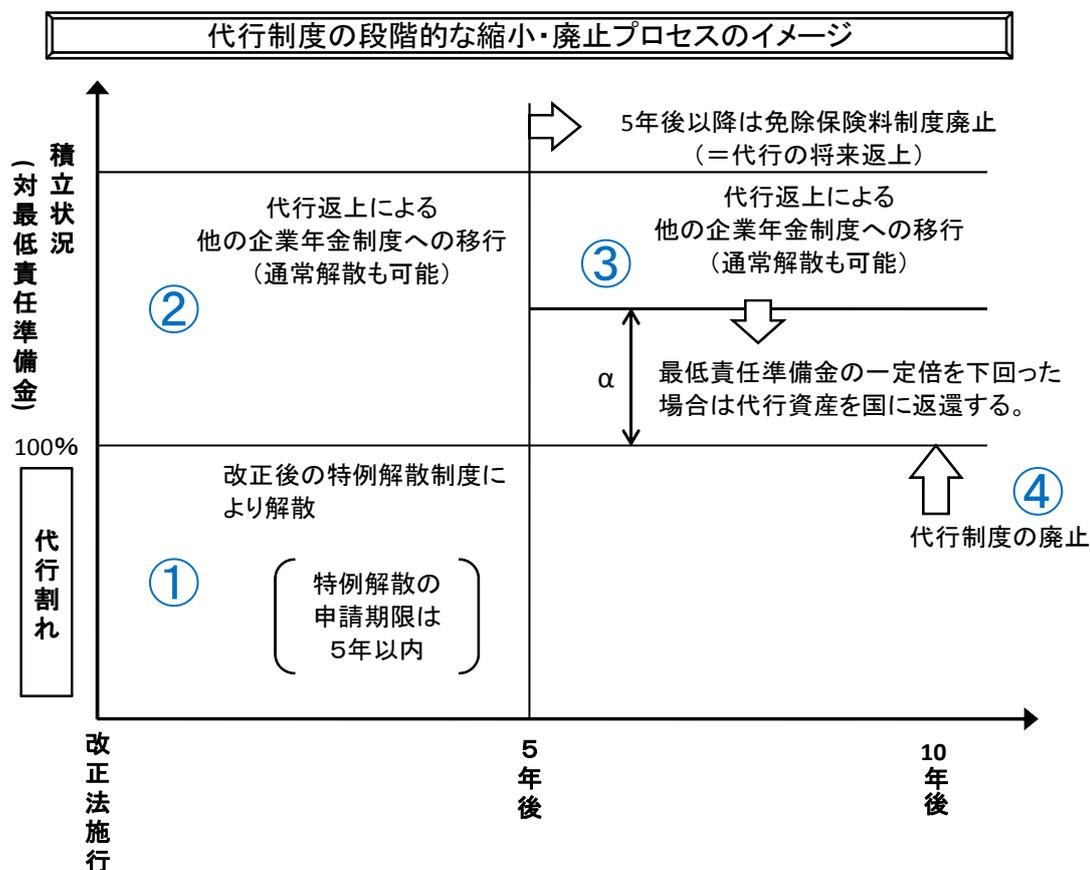
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/121102sankousiryou3.pdf>

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。

本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。

厚労省試案のポイント

1. 厚労省試案に示された代行制度の縮小・廃止プロセスのイメージ



① 代行割れ基金

- ＞ 代行割れ基金については、見直し後の特例解散制度（後記2）により解散を促す。特例解散の申請は施行日から5年以内。また、特例解散制度には適用要件があることに留意が必要
- ＞ 「清算型解散（仮称）」を導入
代行割れの度合いが一定率以上等の要件を満たし、かつ、自主解散の申請を行わない基金について、厚生労働大臣が第三者委員会の議決を経て指定を行い、一定期間内に解散を促すしくみ（「清算型解散（仮称）」）を導入

② 代行割れしていない基金（施行日から5年後まで）

- ＞ 代行返上して確定給付企業年金等へ移行するか、解散のいずれかを選択
- ＞ 他の企業年金への移行を促進するための特例を設ける。（後記5）

③ 代行割れしていない基金（施行日から5年後～10年後）

- ＞ 施行日から5年後以降は、代行部分の保険料（免除保険料）を厚年本体に納付（＝代行の将来返上）
- ＞ 代行割れ防止策
保有資産が最低責任準備金の一定倍を下回った場合には、代行資産を厚生年金本体に納付

④ 代行割れしていない基金（施行日から10年後）

- ＞ 代行部分の給付責任は全て国に移り、基金は代行資産を厚年本体に納付（＝代行の過去返上）

2. 特例解散制度の見直し

＞ 現行の特例措置に加え、新たな特例措置(下表A案、B案;いずれにするかは今後の議論)が示された。

《特例解散制度の概要》

	適用条件	厚生年金基金本体への納付総額	分割納付期間
現行の特例措置	過去の相当の運営努力 ・掛金の適正な設定 ・給付抑制のために必要な措置の実施	最低責任準備金と特例基準額のいずれか低い額 (特例基準額) 基金設立時から厚生年金本体の実績運用利回りを 用いて計算した額	最長15年間
A案	現行特例措置の条件に 加え、成熟度や財政健全 化努力を勘案した指標等 による条件(詳細不明)	現行と同じ	最長納付期間 を延長
B案		最低責任準備金と「新特例基準額」のいずれか 低い額 (新特例基準額) 最低責任準備金－[追加負担額－負担上限額] ※追加負担額＝最低責任準備金－保有資産 ※保有資産が一定水準を下回った部分は負担 上限額の対象外 ※現行の特例基準額が「新特例基準額」よりも 低い場合は、現行の特例基準額を用いること が可能	現行と同じ

B案の新特例基準額による母体企業負担のイメージは次のとおり。

《新特例基準額による母体企業負担のイメージ》

母体企業負担: 下図の(X)の部分にかかる負担と
(Y)の部分にかかる負担の合計額



(X)モラルハザード防止部分

標準的な資産運用をしていた場合に得られたであらう資産額(X)に保有資産が不足する額が(ア)
→ (ア)については全額母体企業負担
→ 保有資産額が標準的な資産運用をしていた場合より多いとみなされる時はこの部分の負担はなし)

(Y)負担上限額設定部分

負担上限額(イ)を設定
(Y) > (イ)のとき母体企業負担は(イ)まで
(Y) < (イ)のとき母体企業負担は(Y)

負担上限額(イ)の例

$$(給与総額) \times \left(\frac{\text{基金全体の}}{\text{上乗せ掛金率の}} \right) \times (\text{一定年数分})$$

平均(2.4%程度)

(※)一定年数: 分割納付期間などを参考に設定

(ex) 10年、15年

＞ 分割納付の方法の見直しが次のとおり示された。

- 連帯債務の見直し → 解散時に各事業所の債務を確定
- 分割納付に係る利息の見直し → 分割納付に係る利息を固定金利化

＞ 特例解散制度の適用を受ける基金の受給者の上乗せ給付は、特例解散の申請時点から支給を停止するとされた。

3. 最低責任準備金の計算方法の適正化

＞ 最低責任準備金について以下の適正化の方向が示された。

	適正化事項	適正化の内容
①	代行給付費の計算に用いる係数(0.875)の見直し	65歳未満:0.69 65歳以上75歳未満:0.96 75歳以上:1.0 (遡及は平成17年4月から)
②	「期ずれ」の調整	非継続の最低責任準備金(解散・代行返上時の国への返還額)の「期ずれ」解消

4. 移行期間中の制度運営の見直し

＞ 解散認可基準(代行返上の場合を含む)の緩和の方向が示された。

	緩和事項	緩和の内容
①	代議員会の議決	代議員の定数の4分の3以上による議決 → 代議員の定数の3分の2以上による議決
②	解散認可申請に際しての事前手続(同意手続)	全事業主の4分の3以上の同意 → 全事業主の3分の2以上の同意 全加入員の4分の3以上の同意 → 全加入員の3分の2以上の同意
③	解散認可申請に際しての理由要件	母体企業の経営悪化等 → 撤廃(解散理由不要に)

5. 企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進

＞ 企業年金の選択肢の多様化の方向が示された。

	選択肢追加のための措置	多様化の内容
①	キャッシュバランスプランの給付設計の弾力化	指標に運用実績を使用可能にする 基準金利の下限を見直す 「単年度ゼロ以上」→「加入から退職までの全期間通算でゼロ以上」 給付利率の下限もゼロにする
②	集団運用型DC(仮称)の創設	企業単位で設置する資産運用委員会が運用商品の選択肢を従業員に提示することにより、投資教育が免除されるDCを創設する

＞ その他、厚生年金基金から他の企業年金への移行支援措置が示された(①及び②の申請期限は施行日から5年間)。

	移行支援事項	移行支援の内容
①	DB移行後の財政運営の特例	移行時の積立不足の償却期限を30年に
②	代行返上支援事業	企業年金連合会の支払保証事業を、代行返上時の経費の支援事業に見直し
③	代行資産の先行返還制度の導入	記録整理等の事務手続きを待たずに返還できる仕組みの導入
④	中小企業のDBへの移行支援	事業所単位で既存DBへ簡易に移換できる仕組みの創設
⑤	代行資産の現物納付	一定の条件の下、株式等の有価証券現物での納付も可能に

以上